

○学位論文審査委員会に関する法人細則

平成16年11月25日
法人細則第21号

改正 平成20年法人細則第13号

平成23年法人細則第19号

令和 元年法人細則第 8号

学位論文審査委員会に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学位規程（平成16年法人規程第48号。以下「規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の任務、組織、名称その他必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の任務)

第2条 学術院運営委員会に置かれる審査委員会（以下「学術院審査委員会」という。）の任務は、論文審査等の合格又は不合格の判定を行うこと及び学術院長にその報告を行うこととする。

(審査委員会の組織)

第3条 修士課程、博士前期課程、一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程の修了による学位の授与に係る論文審査等を行うための学術院審査委員会は、受理した学位論文等の審査の願出ごとに、その都度設置するものとする。

2 前項の学術院審査委員会は、当該学術院の教員のうちから、学術院運営委員会が指名する主査1人及び副査2人以上で組織するものとし、必要がある場合は、筑波大学大学院の他の学術院、他大学の大学院又は他の研究所等の教員等を副査として加えることができる。

3 前項に定めるもののほか、学術院運営委員会は、主査の申出に基づき、最終試験又は学力の確認を行うため必要があると認めるときは、主査及び副査に協力する最終試験委員又は学力確認委員若干人を指名することができる。

(審査委員会の委員等の任期)

第4条 学術院審査委員会の主査及び副査の任期は、論文審査等の合格又は不合格の判定を行う日までとする。

2 第3条第3項の規定により指名された最終試験委員又は学力確認委員の任期については、前項の規定を準用する。

(審査委員会の主査)

第5条 学術院審査委員会の主査は、当該委員会を主宰する。

2 主査は、当該委員会において、論文審査等の合格又は不合格の判定を行ったときは、速やか

に、学術院長に論文審査等報告書を提出するものとする。

(審査委員会の定足数)

第6条 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

(規程第2条第3項の学位の審査委員会)

第7条 規程第2条第3項の修士の学位に係る論文審査等は、学術院審査委員会が行う。

(細目)

第8条 この法人細則に定めるもののほか、学術院審査委員会における論文審査等の実施に関し必要な事項は、学術院長が部局細則で定める。

附 則

1 この法人細則は、平成16年11月25日から施行する。

2 規程附則第3項に規定する博士課程委員会に置く審査委員会の名称及び委員は次の表に掲げるとおりとする。

審査委員会の名称	委 員
博士(文学)学位論文審査委員会	(1) 当該学位に係る各研究科ごとに、当該研究科の研究指導担当教員の互選により選出される者 各2人 (2) 学位に応じて当該学位に係る研究科の研究指導担当教員の互選により選出される者 若干人
博士(言語学)学位論文審査委員会	
博士(教育学)学位論文審査委員会	
博士(心理学)学位論文審査委員会	
博士(心身障害学)学位論文審査委員会	
博士(体育科学)学位論文審査委員会	
博士(法学)学位論文審査委員会	(1) 社会科学研究科の各専攻ごとに、当該専攻の研究指導担当教員の互選により選出される者 各2人 (2) 学位に応じて当該学位に係る専攻の研究指導担当教員の互選により選出される者 若干人
博士(経済学)学位論文審査委員会	
博士(社会学)学位論文審査委員会	
博士(芸術学)学位論文審査委員会	(1) 当該学位に係る芸術学研究科の研究指導担当教員の互選により選出される者 3人 (2) 学位に応じて当該学位に係る芸術学研究科の研究指導担当教員の互選により選出される者 若干人
博士(デザイン学)学位論文審査委員会	
博士(国際政治経済学)学位論文審査委員会	国際政治経済学研究科の研究指導担当教員の互選により選出される者 6人

<p>博士（学術）学位論文審査委員会（学際）</p>	<p>学位論文等の審査を願い出た学生が所属する専攻（規程第7条の場合にあつては、学長から学位論文を回付された研究科）に係る審査委員会の委員である者。この場合において、学位論文の内容により必要があるときは、当該内容に関連する研究科の教員で、他の審査委員会の委員である者を加えることができる。</p>
----------------------------	--

3 前項の表に掲げる審査委員会の任務、委員の任期等については、修士課程委員会に置かれる審査委員会の例による。

附 則（平20. 5. 21 法人細則13号）

この法人細則は、平成20年5月21日から施行し、この法人細則による改正後の筑波大学学位論文審査委員会に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29 法人細則19号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人細則8号）

（施行期日）

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第2条から第5条まで、第7条及び第8条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。